

平成28年10月31日

現行制度の体系

在宅

親子分離

保護者同意

保護者不同意

行政指導
【児福 § 11①】

児童福祉司指導【児福 § 27①②】

一時保護
【児福 § 33①②】
(同意あり)

施設入所等の措置
【児福 § 27①③】
(同意あり)

一時保護
【児福 § 33①②】
(同意なし)

施設入所等の措置
【児福 § 28①】
(同意なし)

家裁から都道府県知事への
勧告
【児福 § 28⑤】

都道府県知事から保護者への勧告
【児虐 § 11③】

立入調査
【児虐 § 9】

出頭要求
【児虐 § 8-2】

臨検・捜索
【児虐 § 9-3】

面会・通信制限【児虐 § 12】

接近禁止命令
【児虐 § 12-4】

親権停止
【民834-2】

親権喪失
【民834】

特別養子縁組
【民817-2】

児童福祉法

児童虐待防止法

民法

■: 行政が実施 ■: 裁判所の審査を受けて行政が実施
■: 家庭裁判所が実施